

## 内陸莊園と水運（続）

——九州遠賀川流域莊園——

内陸莊園の中央への年貢輸送は、それが、米などの重貨である場合、一般に海運によるのが通例であった。その際、年貢を海港まで輸送せねばならぬが、その行為は一般に“津下し”と呼ばれ、莊民の夫役によって果されることが多かった。内陸莊園から海港までの輸送系路には、陸路・水路の両路があるが、可及的に水路⇨河川が撰ばれ、中には、河川の航運を円滑ならしむる為、河棍取に給免田畠等を給して、これを掌握する莊園も少なくなかった。

私は先に河川を利用する内陸莊園の若干を挙げたが、河川の流域に集中的に莊園が成立し、かつ年貢を中央に船で輸送するものに外に、九州遠賀川流域莊園がある。例えば

### 新城常三

東大寺領筑前碓井莊・同金生莊・六条八幡宮領同若宮莊・高野山領同粥田莊その外数々であるが、その多くは、遠賀川水運の前提の上に成立した莊園である。しかしながら、これらの莊園と遠賀川水運との関係は明らかにできない。

平安時代大治・永曆のころ、上流東大寺領筑前金生莊で、米を一艘二斗五升の船賃を支払って遠賀川を下しているから、この水運は雇傭に依ったようであり、莊園側の自主営的な運営とは認められない。しかも中世に入ってもこの地方には、他の内陸莊園の如き莊園掌握下の河棍取を檢証し得ない。このうち高野山領粥田莊は、高野山が莊務権を有し、永仁四年ころには、預所以下田所・公文・惣政

所・定使・散仕等より成る整然たる荘官組織が見られる。<sup>(3)</sup>

しかしこの荘官の中に、梶取を見ることはできない。さらに同じ永仁四年給田目録注進状には、皮染、鍛冶、紺掻、檜物、土器などの手工業者に一定の給田、給名を支給して、その製品を調達せしめているが、梶取に就ては全く記載がない。<sup>(4)</sup>この時点で、遠賀川に活動する荘官的梶取の存在は考えられない。

しかしながら、河川・陸路を問わず、海港迄の津下し業務は、自荘の荘官、荘民の担当であるのが殆どであるから、遠賀川流域荘園として例外ではなからう。このように中世に於てこれら荘園と遠賀川水運との関係に就ては不明であるが、海上輸送に就ては、若干明らかにすることができ、このうち、碓井荘・金生荘に於ては、遠賀川の河口山鹿荘や、同じ筑前の糸島郡船越荘などと共に、一二世紀中ごろ、大治より嘉応・仁安まで東大寺に年貢を輸送した数通の送文があり、運賃なども明細に知られる。<sup>(5)</sup>ここでは、梶取及び水手の功料及び糧料と船賃とが、それぞれ別個に算定・支出されていることが注目されるが、これは延喜式主税上雑物運漕功賃規定の方式に同じである。これは東大寺側で、梶取及び水手をそれぞれ別個に雇傭し、東大寺側

で船を賃借したもので、梶取・水手は労力を提供するのみで、未だ梶取が自ら水手を抱え、船を所有し、または自らの責任に於て船を賃借するという、一つの企業体をなすに至っていないものと同解される。しかるに中世に入れ、功賃・糧料・船賃などの運賃は夫々梶取、水手、船主等に対して別途に支払われることなく、すべて運賃は、一括梶取個人に支払われ、しかも運賃は運送量に対して一定の、比較的高い率で、しかもしばしば、整数の比率で算定され、梶取の責任に於て輸送されている。これは梶取が単なる労力の提供者より、一つの輸送業者への発展を意味するものと思われるが、九州遠賀川河口には、この種の輸送業者が、鎌倉時代に、数多く活躍し、遠賀川流域荘園の年貢を遠く中央に輸送していた。これらの荘園には、六条八幡宮領若宮荘、東大寺領金生荘、同碓井荘及び高野山領御田荘などがある。まず六条八幡宮領若宮荘であるが、本荘は後の金生荘同様、遠賀川の支流犬鳴川に沿い、金生荘に近接した内陸荘園である。文永前後若宮荘犬丸名方預所得分米等が、次の梶取に付して送られている。<sup>(6)</sup>

(1) 藤平太(貞末法師代)

(1) 文永七年壬九月二十七日  
(2) 〃 〃 八年四月二日

(2) 藤三郎包遠(貞末法師代)  
(梶取)

(3) 毗沙王太郎(貞末法師代)  
(藤三郎包遠代)

(3) 文永七年十一月十五日  
(4) 〃 〃 八年五月十一日  
(5) 〃 〃 八年四月五日

以上の如く、文永七年壬九月から、翌八年五月迄の七ヶ月間に、藤平太・藤三郎包遠・毗沙王太郎ら三人の梶取によって輸送した五通の送文が残されている。同人の送文と送文との間の時間的間隔の比較的長いことや、それぞれ梶取の異なる点から、これらの年貢はそれぞれ別個に五回に亘って輸送されたことは間違いない。しかしカッコにある三人の梶取は、何れも梶取貞末法師の代人であって、実質は、梶取貞末法師家に所屬するメンバーにすぎない。梶取貞末法師は、輩下に藤平太・藤三郎包遠と少なくとも二人の梶取を有し、さらにこのうち藤三郎包遠の下には毗沙王太郎があったのである。彼は下人的身分のものである。以上によれば、貞末法師は、すでに輸送の実務をはなれて数人の梶取をかかえる、相当規模の交通業者であり、しかも、若宮莊犬丸名との密接な関係は、後の金生莊と梶取貞延との関係以上のものがある。

中世に於る營業的梶取又は廻船業者は、一応次のように

分類されよう。(7)

(1) 船を所有せず単なる勞役の提供者

(2) 船をもたぬが自ら賃借し、船員を雇傭し、自己の責任と負担とに於て輸送業務に當るもの

(3) 船を所有し、輸送業務に當るもの、これはさらに次の

a、bに分類されよう。

a 船主の所有船が一艘で、自分一人だけが乗組む小型船から、自分以外に複数の船員が乗組む中・大型船で輸送するもの

b 船主の持船が、数艘で数名ないし、それ以上の船員をもち、或は雇傭するといふやや規模の大きな輸送業者、したがってかかる船主は、自身必ずしも船に乗組まない。

(4) 船を所有するも、自らは乗組まず、専ら船の賃貸をするもの

凡そ以上の四・五種に分類される。これらは傾向的には、順次に時間的段階を示すものの必ずしもそれとは限らない。ただ(3)bのやや規模の大なる業者は、海運界のある一定の發展段階の上に、発生するであろう。鎌倉末、伊勢阿久志を根拠とした船主道妙は、その一人であった。彼は

少なくとも四隻の東国行きの船を有し、女婿ら四人の船頭||梶取を抱える一族経営で千貫文以上の財産をもつ富裕人であった。彼はこの外、四人の船頭||梶取輩下にさらに多数の水手などの一般船員を抱えていたことはいちもな<sup>(8)</sup>い。

さきの若宮莊年貢を輸送した梶取貞末法師もまた、この道妙同様(3)に属する業者であろう。

若宮莊のその後の年貢輸送は明らかでない。室町時代には、永享以降、大内氏被官内藤氏により、犬丸名外武恒名が米二百石・錢二百貫ないし米四百石、京都渡しで請負われている。その結果、内藤氏が、京都までの運送を一切取扱い、為に輸送内容、運賃などは、六条八幡宮||醍醐寺側史料からは全く窺い得ない。

次に東大寺領筑前金生莊は、現在鞍手郡宮田町西の地に当るが、文永前後、この年貢が、同じく梶取に託して輸送されている。その送文の内容は、年貢量と運賃||雑用・運賃比率、それを差引いた正米の額が記されたに止まる。例えば、次の如くである。

合単米肆拾玖石定

正米三十五石

雑用十四石四斗ちん<sup>(10)</sup>

この雑用は、則ち運賃と考えられるが、かくの如く運賃||雑用は、その総額のみが誌されているだけであって、その明細書はない。これは、前記の平安時代の金生封(莊)等の年貢の送文とは、明らかに異なるものであり、ここにこの間の年貢輸送法の変化が窺われる。

この梶取は、雑用を一括受取り、輸送の全責任を負うものであり、船の調達・水手の配備・雇用等全て梶取一個の責任に於て行なわれたものと解する。

その送文より年月日、輸送量・運賃・梶取名等を摘記すれば次の如くである。

1	文永二年十一月二十日	(輸送量)	(運賃)	(梶取名)
		二十石	六石	貞延
2	三年二月八日	(二年分)		
		三十五石外	十四石	
3	三年五月十九日	(二年分)		
		八石七斗七升	二石二斗二升	
4	三年十一月二十三日	(三年分)		
		十五石錢四貫	(不明)	

5	文永四年二月二十八日			
	(三年分)文永	三十石外	十二石	真延 <small>棍取</small>
6	" 四年五月二十日			
	(三年分)"	三十五石	十四石	"
7	" 四年五月二十日			
	(三年分)"	不明	不明	真延 <small>棍取</small>
8	" 四年十一月二十一日			
	(四年分)"	十五石七斗	四石七斗三升	千 <small>棍取</small> 代朝四
9	" 五年正月二十九日			
	(四年分)"	三十石外	十石五斗	真延 <small>棍取</small>
10	" 五年四月二十二日			
	(四年分)"	三十四石外	十三石	"
11	" 七年二月十六日			
	(五年分)"	二十五石	十石	清 <small>棍取</small> 太別当
12	" 八年二月十六日			
	(七年分)"	一石		(検納帳)
13	" 八年七月二十六日			
	(七年分)"	十一石外		(検納帳)
14	" 九年七月			
	(八年分)"	八十石		(検納帳)

以上である。但し12、14迄の、文永七年分、八年分は検納状Ⅱ受取状であつて、これに見合う送状を欠いているので、棍取名、運賃等は不明である。

以上の如く、金生荘には送文十一通が残されているが、その中に棍取真延、代朝四、清太別当の三名が現れ、とくに真延が多出し、真延の送文は九通であるが、このうち6、7は同日であるから、一緒として、差引き八回の輸送が考えられる。1、3迄は、文永二年分、4、7迄は同三年分、8、10迄は同四年分である。それぞれ送文の間に、だいたい三ヶ月の間隔があるが、三ヶ月間で中央の往復は十分可能であろう。何故ならばこの送文に対し、それぞれ寺側の請取状Ⅱ検納状が残されているが、それによれば、だいたい送文日付に対し、五十日前後で検納状が、発せられている。これは送文毎に別個に輸送されていることを物語る。則ち棍取真延は、文永二年十一月ころより、文永五年四月ごろまで二ヶ年半で、八回の輸送に携つたものと解される。しかも運賃が整数で、棍取に一括支払われている点、棍取真延は、金生荘の荘官・荘民ではなく、多分に專業的棍取であり、しかも平安期の如く、単なる労務の提供ではなく、一つの企業者と解され、しかも金

生荘と多分に専属的關係にあつたと看られよう。しかし貞延が、さきの若宮荘の梶取貞末法師の如く、数名の梶取を擁するような規模のものであつたか、どうかは明らかでない。むしろ彼が八回とも、自己の責任で、輸送の実務についている点よりすれば、彼は、個人的業者で、前記の(3) a の類型に属する業者のようである。貞延以外の梶取清太郎当及び□代朝四千に就ては明瞭でない。ただ□代朝四千は、先の貞延法師代……に類似し、輩下に数名の梶取を抱える業者の代人のようにも思われる。

その後は、文永の役によって九州からは年貢船は上らず、さらにその後、建治三年ごろに至っても門司関が固められて、上り船がなくなつた外、金生荘米は兵糧料所として、守護所より押し留められて了つた。<sup>(13)</sup>さらに、その後、幕府は弘安四年六月、弘安役のさ中、鎮西及び因幡・伯耆・出雲・石見等、山陰諸国の年貢の貢上を停め、兵糧米に点定せしめたので、<sup>(14)</sup>金生荘ほか遠賀川荘園の米は中央に輸送されなかつたであらう。その後の金生荘の年貢輸送については、杳として管見に入らない。またこれらの運賃が正米に対し、四割に及ぶことは他の九州荘園の運賃とほぼ相等しい。<sup>(15)</sup>海路遠く中央迄の運送であることは疑いない。

さらに遠賀川上流には、高野山領筑前粥田荘がある。粥田荘には、弘安十年未進米二十一石と正応二年預所用正米百八十一石の二通の送状が残存している。前者は、梶取藤井国貞に、後者は梶取清原重行に附して運送され、運賃も一括支給されている。運賃は正米に対して五割四分という金生荘、若宮荘に比して格段に高いのは、紀伊紀ノ川の遡江料と、それよりさらに高野山までの運賃が含まれている為かも知れない。これよりさき建暦元年高野山領遠江初倉荘年貢米の運賃が紀ノ川のみで、二割七分、<sup>(18)</sup>正応のころ同じく高野山領紀伊南部荘年貢米は、紀ノ川より高野山山上迄、三割弱の高率であるのである。この後、室町時代、文明十三年、和泉堺までの粥田荘年貢の運賃は二割にすぎないのは、紀ノ川賃の含まれぬ為にもよる。<sup>(20)</sup>

以上の粥田荘の場合、何れも、運賃の細目は明記されず、一括梶取に支払われたのは、若宮荘、金生荘同様である。

以上若宮荘・金生荘・粥田荘の三荘は、何れも梶取に付して送られ、梶取を輸送責任者とし、運賃は一定比率で一括梶取に支払われている点に於て共通的である。

紀ノ川を遡江し、それより山上迄運んだと看られる高野

山領粥田荘の運賃五割四分は別とし、金生荘が石別三斗・三斗五升・四斗の三通り、若宮荘が三斗・三斗五升と大体一致し、しかも高額である。以上の如く三荘の共通点から、これら梶取の性格の共通性が推し測られるのであるが、若宮荘の貞末法師に見る如く、これらは何れも荘民ではなくして、業者であることは疑いない。

荘民を夫役として使役する場合、その反対給付は、全く皆無か、本人の食料<sup>11</sup>糧料止りである。その食料は通例一日一升前後であり、それを越えることがあっても、破格に大幅のものとはなりえない。しかるに業者である梶取・水手の場合、この食料の外に、功賃が支給される。したがって、夫役より業者への託送に転ずる場合、運賃は上昇する。荘民の夫役の梶取で、北九州から三<sup>12</sup>四割の高運賃は考えられないのであり、この点からも業者である。

さらに以上の三荘の一回の輸送量を見るにしば<sup>13</sup>く少量であることである。若宮荘では四十六石余・三十六石余の外、九石八斗又は一石九斗余などがある。さらに金生荘では二十石以下をあげれば二十石、十五石七斗、十五石、八石七斗七升などが各自一船で輸送されたこととなり、さらに粥田荘でも二十一石、文明には五石外の例がある。<sup>(22)</sup>鎌倉

後期以降、荘園年貢の一回の海上輸送量が零細化することは一般的傾向である。さきの二十石・十五石、ましてや八石・五石・一石九斗などの少量の米のみを専載して、一船が中央に上ったとは到底考えられない。他の荘園年貢や商品と混載で運送されたであろう。これを一段と明確にするものは、同じく遠賀川流域荘園東大寺領碓井荘の例である。曆応四年五月二十四日、碓井荘梶取乙丸起請文に、

碓井封御年貢事御米少分候之間、伺便船、以差荷二箇<sup>(23)</sup>度<sup>(23)</sup>に運上仕候之処

とある。これは年貢米が少ないので、一船に専載できず、便船を伺い(探して?)差荷恐らく他の荷に混載して、二度<sup>(23)</sup>二船に運んだということであろう。この二船のうち、前船は、海賊の襲撃を受けて、五十余俵の湿米をだした。後船には、三十石を積載したが、これまた難船し勿荷しているから、実際に二船に分割して送られたのである。しかも後者の場合、荷主が勿荷分の損害を、共同海損方式によって銘々分担しているのは、この船の荷が、多数荷主による混載であることを明言している。この二船の碓井封米は、前船が少なくとも、五十余俵、後船三十石、総計少なくとも五十石前後であろうか。この五十石が少分の為、一船専

用とならなかつたのである。したがって、前述の二十石・十五石、まして八石・五石・一石九斗など、それだけの積荷で一つの船が輸送することはあり得ず、この外他の荷主の貨物を混載したのである。かかる複数荷主の貨物を、一船に積んで輸送する梶取は、閉鎖された莊園所属の梶取ではなくして、開放された一個の廻船業者である。

ただこれらの梶取・廻船業者が、海運のみならず遠賀川水運にもかかわつたかどうかである。さきの大治前後の碓井莊、金生莊の年貢は、積載量十五石という小型のひらた船で遠賀川を下り、河口で海船に積み換えられた。この方式は最近昭和の初め迄見られ、人も船も河口で交替した。<sup>(25)</sup>したがって先の梶取らは海梶取で、遠賀川水運には、無関係であつたと見るべきである。鎌倉後半期以降、莊園制の衰頽・在地領主制の發展・年貢の貨幣化・商品流通の發展等により、個々莊園より、中央に貢納・輸送さるゝ現物年貢量は、しだいに零細化する。このように少量の年貢輸送の為に、沿海莊園に於ても、従来の如き海上輸送体制を保持することは、不得策となり、かつ、この段階に於ては、莊民を夫役として使役することも困難となる。こゝにも廻船業者の發展の要因がある。かつ年貢の零細化により、一

荷主一船専用は、不經濟となり、他の荷主の貨物との混載が便宜となる。かかる要請に応じうるものは、一莊園所属の梶取ではなくして、独立の廻船業者である。

内陸莊園は、本来的に海上輸送部分を業者に依存せざるを得ないが、沿海莊園もこうしてしだいに業者に托するようになる。高野山領備後太田莊は内陸莊園であるが、尾道を有することに依り、沿海莊園ともなりうる。したがつて別述の如く梶取に給田を給し、莊民より水手米を徴して、水手を雇備する、いわば輸送の自家体制を採つていた。<sup>(26)</sup>しかるに室町期永享のころになると、これは完全に崩れ、全面的に尾道を中心とした廻船業者に依托さるゝようになつた。しかも一船の積荷の大半は、数石又は十数石等極めて寡少な例が多い。これは廻船業者が、あちこちの複数の荷主から蒐貨して輸送したものに外ならない。<sup>(27)</sup>

以上の如く、遠賀川流域莊園の年貢米が、何れも、一括梶取に支払われ、しかも運賃は積載量に対して、一定比率で算定され、しかも比較的高率であり、さらに混載の輸送であるのは、それらの梶取が、一莊所属の梶取ではなくして、開放的な独立廻船業者であつたと解される。

その規模は全く一人での経営から、若宮莊の貞末法師の



如く複数の梶取を抱えるものと多様であった。彼等の本拠は恐らく遠賀川河口の蘆屋附近であろう。

この北九州より、一段と水運の盛んな瀬戸内港湾には、廻船業者の活動は一層活潑なるものがある。安芸太田川河口の梶取紀藤次はその一人である。<sup>(28)</sup>瀬戸内海の梶取は一般に遠賀川流域莊園同様、梶取が積載量に一定比率の運賃を一括請取り、責任者として輸送しているのである。さらに降って、永享ころになると、前述の如く尾道を中心に数十名の廻船業者が現れる。<sup>(29)</sup>中世に於る廻船業者の発達については、稿を更めて詳細に論ずる予定である。

### 註

- (1) 以上拙稿「内陸莊園と水運」『社会経済史学』四四ノ一。
- (2) 「観世音寺古文書」〔平安遺文〕五ノ二七〇・二二九六、七ノ三〇九一・三一六六。「東大寺文書」四ノ三二二〔平安遺文〕七ノ三四九五。「東大寺文書」四ノ五四、四ノ四四〔平安遺文〕七ノ三五四三・三五三八。
- (3) 『高野山文書』五ノ二〇七号。
- (4) 同右。
- (5) 註(2)文書、及び西岡虎之助氏「莊園の倉庫より莊園の港湾への発展」〔莊園史の研究〕上〕二六七頁〜二七二頁

### 参照。

- (6) 以上『醍醐寺文書』刊三ノ五七五号。
- (7) この詳細は、近く「中世の梶取」(仮題)として発表予定。
- (8) 「光明寺旧記」一。なお、近刊の『日本塩業大系』史料編古代中世(二)には、光明寺関係文書が網羅され、船主道妙一族の性格が、かなりはつきりしてきた。後考を期したい。
- (9) 「醍醐寺文書」十七函外、但し幕府の過書は多い。
- (10) 「頼寺筆 俱舍論第五卷抄紙背文書」(『東大寺蔵』)「大宰府・太宰府天満宮史料」巻八)。
- (11) 以上、同右書。
- (12) 以上の検納状は註(6)史料、(『大宰府・太宰府天満宮史料』八ノ一二三頁、一二四頁・一四五頁・一四七頁)なお、若宮莊、金生莊等の年貢輸送については、恵良宏氏「莊園と水運——北九州遠賀川流域莊園を中心として——」(『宇部工業高等専門学校校外発表研究論文』)がある。
- (13) 「弘安元年 有法差別短積裏文書」(『東大寺蔵』)「大宰府・太宰府天満宮史料」八ノ三二〇頁)。
- (14) 「壬生官務家日記抄」弘安四年七月六日。
- (15) 拙稿「九州莊園年貢の輸送について」『莊園制と武家社会』所収。

(16) 『金剛三昧院文書』刊二〇四号。

(17) 『金剛三昧院文書』刊二〇五号。

(18) 「東寺百合文書」レ一〜二二。

(19) 『金剛峯寺文書』刊二ノ一六二号。

(20) 『金剛三昧院文書』刊二一二号（なお正木喜三郎氏編『弱田荘史料』参照）。

(21) 夫役梶取の輸送で無償の例には、東寺領伊予弓削島荘がある。拙稿「莊園年貢の海上輸送」『日本歴史』三四四号。また糧米を給された例には、高野山領紀伊南部荘があるが、紀伊湊迄、船の借賃・船の祈禱料を加えても、運賃はわずか3%足らずにすぎない。拙稿「沿海荘園と海運」『海事史研究』二九号。なお運賃の詳論に就ては、後日発表予定。

(22) 註(16)、(20)に同じ。

(23) 『中村直勝博士蒐集文書』五〇号。

なお、鎌倉後期から、海上輸送に差荷という語句が、時折現れる。これは水を差すということ等から、他の荷に加える、つまり混載という意味ではないかとの教示を小田俊雄氏より得た。翻意を表したい。

(24) ただこの起請者が、碓井梶取乙王丸とあり、難船の後仕末をしているが、彼は碓井荘所屬の梶取で、二度に亘って

梶取として、輸送を宰領したようにも思われる。とすれば、前船と後船との間には、少なくとも二、三ヶ月の間隔があり、彼が二、三ヶ月もの前の前船の事故を、後船の事故と一緒に起請するのもおかしい。それより、これでは年貢が少分だから一船専用できず、二船に分けて、他の荷主の物貨と混載で運んだという事実とは合わない。梶取乙王丸は、業者の前船、後船何れか一方の船に、上乘として乗組んだものか、又は、彼は複数の荷主にかかる起請文を提出するさい、それぞれ〇〇梶取乙王丸と名乗ったものであろうか。

(25) 現地聴取。

(26) 註(1)「拙稿」。

(27) 『金剛峯寺文書』刊二ノ一六五備後太田庄年貢引付。

(28) 『東寺百合文書』刊は一〇一号・一〇二号、『教王護国寺文書』一ノ二〇八・二二〇号。

(29) 註(27)に同じ。